

No	質問	回答
1	共同企業体として応募する場合、公募要領「4 応募の手続き」(2)応募書類および添付書類について、構成員が提出すべき書類はありますか。	別紙「共同企業体として申請する場合の提出書類一覧表」のとおりご提出ください。
2	事業実績申告書（様式4）について、共同企業体の構成企業として参画した事業実績も付記可能でしょうか。	共同企業体の構成員として参画された事業実績についても、様式4に記載いただいて構いません。
3	共同企業体として応募する場合、事業実績申告書（様式4）に記載するのは、代表企業の実績のみか、構成企業の実績も併せて記載することは可能でしょうか。	代表構成員の実績だけでなく、構成員の実績についても、様式4に記載いただいて構いません。
4	誓約書（様式11）代表者について、様式7で代表者から委任を受ける者の氏名、生年月日を付記しても問題ないでしょうか。	お見込みの通りです。
5	「ガイドブックの作成及び普及促進事業」の企画提案に際して、セミナー等も想定した場合に大阪府の会議室をお借りすることは可能でしょうか。	府の会議室利用は想定していません。受託事業者において会議室を確保してください。
6	ガイドブック印刷部数の目安は想定されていますでしょうか。	ご提案いただく広報戦略に応じて、必要なガイドブックの部数を設定してください。
7	公募要領_添付書類_ク 定款又は寄附行為の写しに関して、原本証明が求められているのは定款に対してか寄附行為の写しに対してのいずれでしょうか。	「定款の写し」か「寄附行為の写し」かのいずれかの書類をご提出ください。提出書類に原本証明をしてください。
8	応募に際して複数の企業で取り組む場合は「共同企業体」という形式に限定されていますでしょうか。共同企業体協定書を締結せずに、「代表企業」と「協力企業」という形式で応募することは可能でしょうか。また、「代表企業」と「協力企業」で公募する場合に、事業実施体制には協力企業を記載しても問題ないでしょうか。	複数の事業者で受託される場合は、共同企業体協定書を締結し、共同企業体として応募してください。また、受託事業者が業務の全部または一部を第三者に委任又は請け負わせて事業を実施すること（以下、「再委託」という。）は、原則として禁止しています。再委託を行う場合には、あらかじめ大阪府に通知し、承諾を得ることが必要です。なお、応募書類の「事業実施体制の組織表」等に再委託を想定している事業者を記載いただいても問題はありません。
9	共同企業体協定書（様式6）本企業体（第2条）の法的性質を「民法上の組合」として想定されていらっしゃるでしょうか。	お見込みの通りです。
10	構成員の提出書類について、代表者がまとめて大阪府に提出してもよいのか。	代表構成員が、他の構成員の提出資料も含め、すべての資料をまとめてご提出ください。
11	企画提案公募要領 P3（2） 応募書類について、「ア 応募申込書」「イ 企画提案書」「ウ 応募金額提案書」「エ 事業実績申告書」については、押印不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
12	企画提案公募要領 P3（2） 応募書類について、共同企業体として参加する場合、【添付書類】については、構成員各社分をご提出すると考えてよろしいでしょうか。	No.1のご質問への回答に記載の別紙「共同企業体として申請する場合の提出書類一覧表」をご参照ください。
13	企画提案公募要領 P5、7 審査の方法（1） 審査方法 イ について、プレゼンテーション審査は対面とwebのどちらで行うご予定でしょうか。	プレゼンテーション審査は対面で実施する予定です。
14	企画提案公募要領 P5、7 審査の方法（1） 審査方法 イ について、「パワーポイント等の機材は使用できません」と記載がありますが、プレゼンテーション審査ではプロジェクターでの投影等ができないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、プレゼンテーション審査の日時等の詳細は、公募締切後に改めてご案内します。
15	構成員の企業のうち、スタートアップで1期を経過していない場合においても各書類は提出の必要があるか。	NO.1の回答に記載の別紙「共同企業体として申請する場合の提出書類一覧表」で提出必須としている資料は、すべてご提出ください。ただし、法人設立後1期に満たないことから「シ 納税証明書」と「ス 財務諸表の写し」が提出できない場合は、書類を提出することができない旨を記載した申立書（様式自由）をご提出ください。